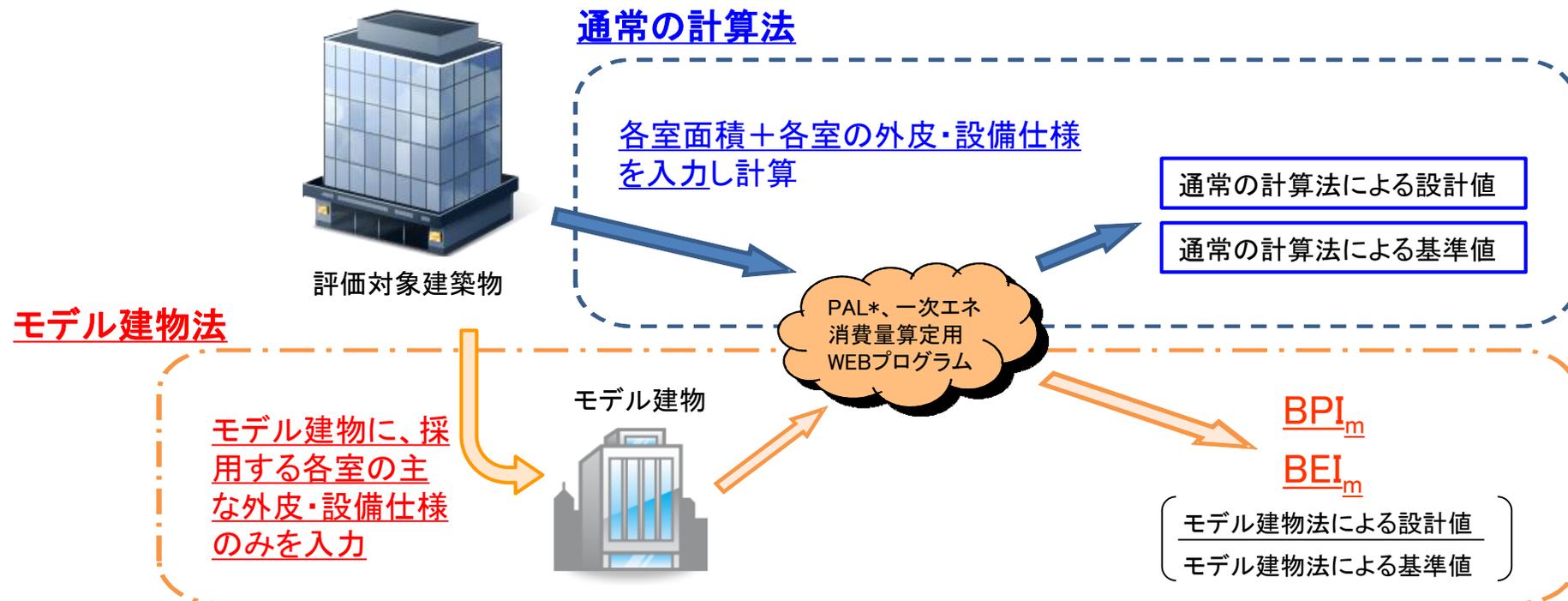


- 建物用途毎に形状や室用途構成などを想定(モデル建物を設定)【H26.4～】
 - このモデル建物に対して、評価対象建築物の外皮や設備の「**代表仕様**」を適用した場合の一次エネルギー消費量を算定して評価を行う。



- 現行省エネ法では、告示 I . 第1 1 1-2及び2 2-1のただし書きの計算に基づき、位置づけられている。
- 建築物省エネ法では、基準省令に位置づけ。